

芦屋市手数料条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

58-1

改正案				現 行																			
<p>附 則</p> <p><u>(多機能端末機による証明書等に係る交付の特例)</u></p> <p>4 当分の間、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより交付の申請があった市民税・県民税課税証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書に係る交付手数料については、別表 1 総務関係の表番号1の項並びに別表 2 民生関係の表番号2の項、4の項及び7の項中「300円」とあるのは「200円」とし、戸籍の記録事項証明書に係る交付手数料については、同表番号13の項中「450円」とあるのは「350円」とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 総務関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>租税、公課に関する証明書の交付</td> <td>納税証明書の交付手数料 市民税・県民税所得証明書の交付手数料 市民税・県民税課税証明書の交付手数料</td> <td>年度ごと1種類につき 300円</td> </tr> </tbody> </table>				番号	事務	名称	金額	1	租税、公課に関する証明書の交付	納税証明書の交付手数料 市民税・県民税所得証明書の交付手数料 市民税・県民税課税証明書の交付手数料	年度ごと1種類につき 300円	<p>附 則</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 総務関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>租税、公課に関する証明書の交付</td> <td>納税証明書の交付手数料 市民税・県民税所得証明書の交付手数料 市民税・県民税課税証明書の交付手数料</td> <td>年度ごと1種類につき 300円</td> </tr> </tbody> </table>				番号	事務	名称	金額	1	租税、公課に関する証明書の交付	納税証明書の交付手数料 市民税・県民税所得証明書の交付手数料 市民税・県民税課税証明書の交付手数料	年度ごと1種類につき 300円
番号	事務	名称	金額																				
1	租税、公課に関する証明書の交付	納税証明書の交付手数料 市民税・県民税所得証明書の交付手数料 市民税・県民税課税証明書の交付手数料	年度ごと1種類につき 300円																				
番号	事務	名称	金額																				
1	租税、公課に関する証明書の交付	納税証明書の交付手数料 市民税・県民税所得証明書の交付手数料 市民税・県民税課税証明書の交付手数料	年度ごと1種類につき 300円																				

改正案				現 行			
		軽自動車税非減免証明書の 交付手数料 その他租税，公課に関する 証明書の交付手数料				軽自動車税非減免証明書の 交付手数料 その他租税，公課に関する 証明書の交付手数料	
2 ～ 4	(省略)			2 ～ 4	(省略)		
2 民生関係				2 民生関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	(省略)			1	(省略)		
2	住民基本台帳法第12条 第1項又は第12条の3第 1項若しくは第2項の規 定に基づく住民票の写 し又は住民票記載事項 証明書の交付	住民票の写し又は住民票記 載事項証明書の交付手数料	1通につき 30 0円	2	住民基本台帳法第12条 第1項又は第12条の3第 1項若しくは第2項の規 定に基づく住民票の写 し又は住民票記載事項 証明書の交付	住民票の写し又は住民票記 載事項証明書の交付手数料	1通につき 30 0円
3	(省略)			3	(省略)		
4	住民基本台帳法第20条 第1項，第3項又は第4項 の規定に基づく戸籍の 附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手 数料	1通につき 30 0円	4	住民基本台帳法第20条 第1項，第3項又は第4項 の規定に基づく戸籍の 附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手 数料	1通につき 30 0円
5・6	(省略)			5・6	(省略)		
7	芦屋市印鑑条例（昭和5 0年芦屋市条例第21号）	印鑑登録証明書の交付手 料	1通につき 30 0円	7	芦屋市印鑑条例（昭和5 0年芦屋市条例第21号）	印鑑登録証明書の交付手 料	1通につき 30 0円

改正案				現 行			
	第14条第2項又は第3項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付				第14条第1項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付		
8 ～ 12	(省略)			8 ～ 12	(省略)		
13	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄抄本又は戸籍の記録事項証明書の交付手数料	1通につき 450円	13	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄抄本又は戸籍の記録事項証明書の交付手数料	1通につき 450円
14 ～ 25	(省略)			14 ～ 25	(省略)		
3 建設関係～5 その他共通関係 （表省略）				3 建設関係～5 その他共通関係 （表省略）			

芦屋市印鑑条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

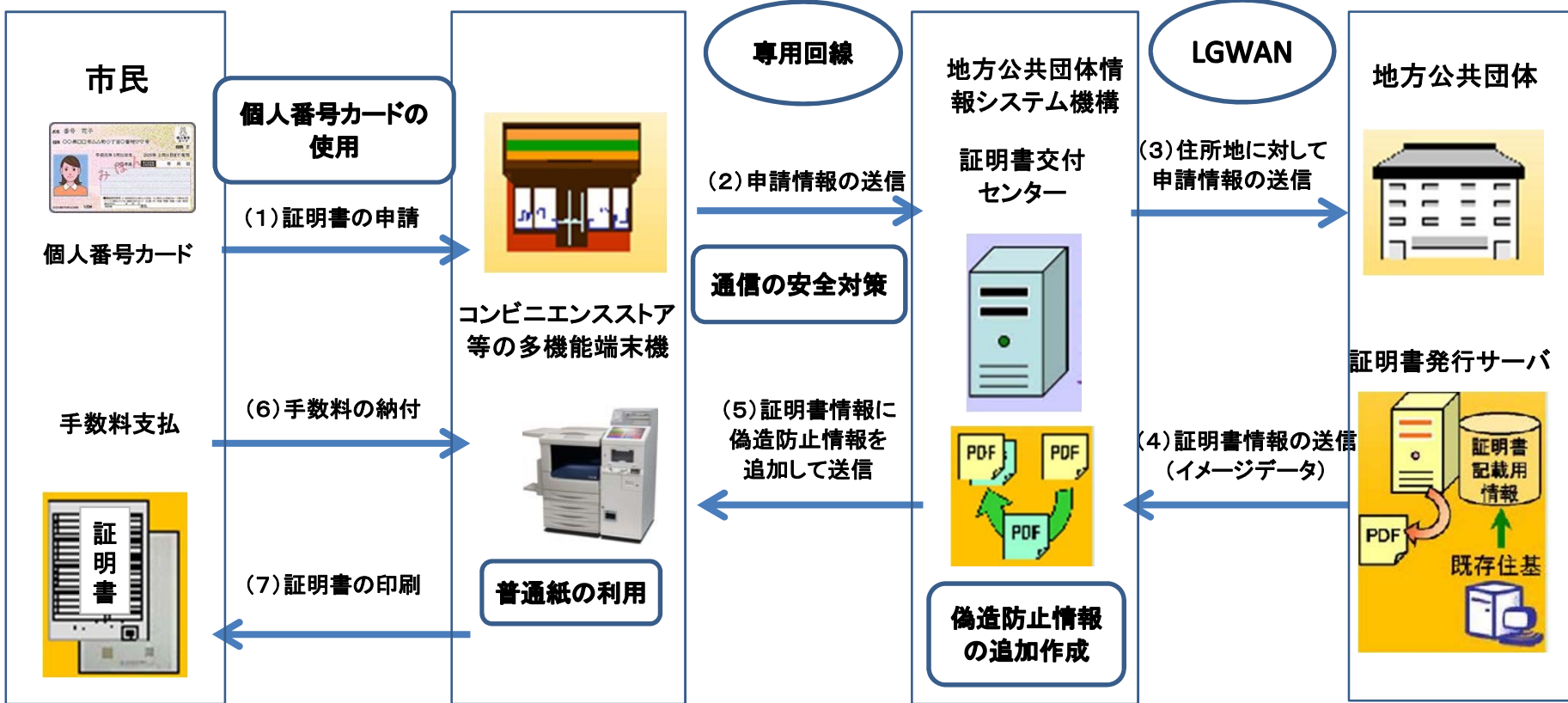
改正案	現 行
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認した場合は、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1) 登録番号</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)</p> <p>(4) 出生の年月日</p> <p><u>(5) 住所</u></p> <p><u>(6)</u> 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録をする場合にあっては、当該氏名の片仮名表記</p> <p>2 <u>前項</u>に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製することができる。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第14条 印鑑登録者は、市長に対して印鑑登録証明書(以下「証明書」</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認した場合は、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る<u>次の各号</u>に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1) 登録番号</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)</p> <p>(4) 出生の年月日</p> <p><u>(5) 男女の別</u></p> <p><u>(6)</u> 住所</p> <p><u>(7)</u> 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録をする場合にあっては、当該氏名の片仮名表記</p> <p>2 <u>前項各号</u>に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。<u>以下同じ。</u>)をもつて調製することができる。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第14条 印鑑登録者は、市長に対して印鑑登録証明書(以下「証明書」</p>

改正案	現 行
<p>という。)の交付を申請する場合は、登録証を添えて申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、証明書の交付の申請があつた場合は、登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して証明書を交付し、かつ登録証を返付するものとする。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p>（証明書）</p>	<p>という。)の交付を申請する場合は、登録証を添えて申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、証明書の交付の申請があつた場合は、登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して証明書を交付し、かつ登録証を返付するものとする。</p> <p>（証明書）</p>
<p>第15条 証明書は、<u>印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている</u>印影について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p>第15条 証明書は、<u>印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取つて磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）</u>について市長が証明するものとし、併せて<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載するものとする。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合に あつては、氏名及び通称）</p> <p>(2) 出生の年月日</p> <p><u>(3) 住所</u></p> <p><u>(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に 記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたも ので表されている印鑑の登録を受けている場合にあつては、当該 氏名の片仮名表記</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>(印鑑登録証明の制限)</p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録 の証明をすることができない。</p> <p>(1) 登録証の提示がないとき <u>(第14条第3項の規定による申請を除 く。)</u>、又は提示された登録証が著しく損傷し、登録番号が判読 できないとき。</p> <p>(2) 印鑑登録証明申請書の提出がないとき <u>(第14条第3項の規定に よる申請を除く。)</u>、又は所定の事項が記入されていないとき。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(代理申請等)</p> <p>第19条 第3条、第9条第1項、第11条及び第14条第1項の申請、第7条の</p>	<p>(1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合に あつては、氏名及び通称）</p> <p>(2) 出生の年月日</p> <p><u>(3) 男女の別</u></p> <p><u>(4) 住所</u></p> <p><u>(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に 記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたも ので表されている印鑑の登録を受けている場合にあつては、当該 氏名の片仮名表記</u></p> <p>2 (省略)</p> <p><u>3 市長は、災害その他の理由により第1項に規定する方法により証明 書を作成することができない場合は、印鑑登録原票に登録されてい る印影と照合し、提示された印鑑について証明することができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明の制限)</p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録 の証明をすることができない。</p> <p>(1) 登録証の提示がないとき、又は提示された登録証が著しく損傷 し、登録番号が判読できないとき。</p> <p>(2) 印鑑登録証明申請書の提出がないとき、又は所定の事項が記入 されていないとき。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(代理申請等)</p> <p>第19条 第3条、第9条第1項、第11条及び第14条第1項の申請、第7条の</p>

改正案	現 行
<p>交付並びに第10条の届出について、やむを得ない理由により、自ら行うことができない場合は、代理人により行うことができる。この場合において、第3条及び第11条の申請並びに第7条の交付については、委任の旨を証する書面を添えなければならない。</p>	<p>交付並びに第10条及び第12条第1項の届出について、やむを得ない理由により、自ら行うことができない場合は、代理人により行うことができる。この場合において、第3条及び第11条の申請並びに第7条の交付については、委任の旨を証する書面を添えなければならない。</p>

コンビニエンスストア等の多機能端末機による証明書交付のイメージ



【利用可能なコンビニエンスストア等】

セブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート 等 (全国約47,000か所)

【利用開始日】

平成28年12月1日

【利用可能時間等】

午前6時30分から午後11時まで (戸籍の附票の写し及び戸籍の記録事項証明書は、平日午前9時から午後5時30分まで)
 年末年始 (12月29日から1月3日まで) 及びシステムメンテナンス時 (不定期) は利用不可